

自衛隊法施行令及び防衛省の職員の給与等に関する法律施行令の一部を改正する政令案新旧対照条文 目次

- 自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第七十九号）（抄）（第一条関係） 1
- 防衛省の職員の給与等に関する法律施行令（昭和二十七年政令第三百六十八号）（抄）（第二条関係） 4

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章～第四章（略）</p> <p>第五章 隊員</p> <p>第一節～第五節（略）</p> <p>第六節 予備自衛官</p> <p>第一款（略）</p> <p>第二款 給付金（第九十七条の二―第九十七条の六）</p> <p>第三款（略）</p> <p>第七節 即応予備自衛官</p> <p>第一款（略）</p> <p>第二款 給付金（第百二条の七）</p> <p>第三款（略）</p> <p>第八節（略）</p> <p>第六章・第七章（略）</p> <p>附則</p> <p>第五章 隊員</p> <p>第一節～第五節（略）</p> <p>第六節 予備自衛官</p>	<p>目次</p> <p>第一章～第四章（略）</p> <p>第五章 隊員</p> <p>第一節～第五節（略）</p> <p>第六節 予備自衛官</p> <p>第一款（略）</p> <p>第二款 予備自衛官である者の使用者に対する給付金（第九十七条の二―第九十七条の六）</p> <p>第三款（略）</p> <p>第七節 即応予備自衛官</p> <p>第一款（略）</p> <p>第二款 即応予備自衛官である者の使用者に対する給付金（第百二条の七）</p> <p>第三款（略）</p> <p>第八節（略）</p> <p>第六章・第七章（略）</p> <p>附則</p> <p>第五章 隊員</p> <p>第一節～第五節（略）</p> <p>第六節 予備自衛官</p>

第一款 (略)

第二款 給付金

(給付金の日額)

第九十七条の三 法第七十三条の三第一項及び第七十三条の四第一項に規定する政令で定める額は、三万四千円とする。

(負傷又は疾病の療養に係る給付金の支給の限度となる期間)

第九十七条の四 法第七十三条の三第一項第二号及び第七十三条の四第一項第二号に規定する政令で定める期間は、九十日間とする。

(給付金の支給の申請等)

第九十七条の五 法第七十三条の三第一項又は第七十三条の四第一項の給付金の支給を受けようとする者は、給付金支給申請書を防衛大臣又はその委任を受けた者に提出しなければならない。

2 (略)

(委任規定)

第九十七条の六 この款に定めるもののほか、給付金支給申請書の様式その他法第七十三条の三第一項及び第七十三条の四第一項の給付金の支給に関し必要な事項は、防衛省令で定める。

第七節 即応予備自衛官

第一款 (略)

第二款 給付金

第一款 (略)

第二款 予備自衛官である者の使用者に対する給付金

(予備自衛官である者の使用者に対する給付金の日額)

第九十七条の三 法第七十三条の三第一項に規定する政令で定める額は、三万四千円とする。

(法第七十三条の三第一項第二号に規定する政令で定める期間)

第九十七条の四 法第七十三条の三第一項第二号に規定する政令で定める期間は、九十日間とする。

(予備自衛官である者の使用者に対する給付金の支給の申請等)

第九十七条の五 法第七十三条の三第一項の給付金の支給を受けようとする者は、給付金支給申請書を防衛大臣又はその委任を受けた者に提出しなければならない。

2 (略)

(委任規定)

第九十七条の六 この款に定めるもののほか、給付金支給申請書の様式その他法第七十三条の三第一項の給付金の支給に関し必要な事項は、防衛省令で定める。

第七節 即応予備自衛官

第一款 (略)

第二款 即応予備自衛官である者の使用者に対する給付

第二百二条の七 前節第二款の規定は、即応予備自衛官に係る給付金について準用する。この場合において、第九十七条の二、第九十七条の三、第九十七条の五第一項及び第九十七条の六中「法第七十三条の三第一項」とあるのは「法第七十五条の八において準用する法第七十三条の三第一項」と、第九十七条の四中「法第七十三条の三第一項第二号」とあるのは「法第七十五条の八において準用する法第七十三条の三第一項第二号」と読み替えるものとする。

第二百二条の七 前節第二款の規定は、即応予備自衛官である者の使用者に対する給付金について準用する。この場合において、第九十七条の二、第九十七条の三、第九十七条の五第一項及び第九十七条の六中「法第七十三条の三第一項」とあるのは「法第七十五条の八において準用する法第七十三条の三第一項」と、第九十七条の四（見出しを含む。）中「法第七十三条の三第一項第二号」とあるのは「法第七十五条の八において準用する法第七十三条の三第一項第二号」と読み替えるものとする。

○ 防衛省の職員の給与等に関する法律施行令（昭和二十七年政令第三百六十八号）（抄）（第二条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（訓練招集手当の日額等）</p> <p>第十七条の十四 訓練招集手当の日額は、予備自衛官にあつては<u>一万三千二百円</u>を超えない範囲内で防衛大臣が定める額とし、即ち予備自衛官にあつては<u>二万六千三百円</u>を超えない範囲内で防衛大臣が定める額とする。</p> <p>2・3 （略）</p>	<p>（訓練招集手当の日額等）</p> <p>第十七条の十四 訓練招集手当の日額は、予備自衛官にあつては<u>八千三百円</u>を超えない範囲内で防衛大臣が定める額とし、即ち予備自衛官にあつては<u>一万四千二百円</u>を超えない範囲内で防衛大臣が定める額とする。</p> <p>2・3 （略）</p>